



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年8月19日火曜日 第191号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の廃止の届出.....	902
収用及び使用の手續の開始.....	902
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....	902
土地改良区役員の就退任の届出.....	902
土地改良事業の計画の変更の認可.....	903
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	903
建設業者の許可の取消し.....	903
道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）.....	904
道路の供用開始（ " ）.....	904

### 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（5件）.....	904
------------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

伊予郡大谷池土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員 会の指定.....	910
--	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1221号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成20年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
平田ショッピングセンターA敷地	松山市平田町190番地外	平成20年8月4日
平田ショッピングセンターB敷地	松山市平田町162番地1外	

#### ○愛媛県告示第1222号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用及び使用の手續の開始を告示する。

平成20年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 起業者の名称  
国土交通大臣
- 事業の種類  
一般国道56号改築工事（伊予インター関連・愛媛県伊予市稲荷字明見前地内から同市米湊字西ノ原地内まで及び同市下吾川字池田地内から同市下吾川字馬塚地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 手續が開始される土地  
(1) 収用の手續が開始される土地

愛媛県伊予市下吾川字池田、字吉丁地及び字馬塚地内  
(2) 使用の手續が開始される土地

愛媛県伊予市下吾川字池田、字吉丁地及び字馬塚地内  
4 手續が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
愛媛県伊予市役所

#### ○愛媛県告示第1223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

#### ○愛媛県告示第1224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、菊間都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

#### ○愛媛県告示第1225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年8月19日

愛媛県中予地方局長 梅木要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 正 幸	松山市才之原甲232番地
"	玉 井 良 幸	松山市院内甲269番地
"	井 手 順 二	松山市北条873番地
"	松 本 茂 樹	松山市苞木甲317番地
"	沼 田 秀 敏	松山市和田乙63番地2号
"	猪 木 優	松山市佐古甲251番地
"	白 石 資 治	松山市府中260番地
"	田 中 清 一	松山市八反地甲104番地
"	渡 部 一 正	松山市猿川甲420番地
"	尾 上 和 紀	松山市浅海原甲1040番地1号
"	田 中 敬 郎	松山市浅海本谷甲378番地
"	荻 山 民 之	松山市庄甲785番地
"	中 原 安 彦	松山市大浦737番地
監 事	原 長 久	松山市常竹甲211番地
"	村 上 明	松山市片山甲368番地1号

”	荻山 英 俊	松山市下難波甲715番地
---	--------	--------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 正 幸	松山市才之原甲232番地
”	玉 井 良 幸	松山市院内甲269番地
”	井 手 順 二	松山市北条873番地
”	山 田 敏 一	松山市鹿峰219番地
”	有 田 芳 雄	松山市小川甲641番地
”	猪 木 優	松山市佐古甲251番地
”	永 井 秋 俊	松山市柳原422番地
”	田 中 清 一	松山市八反地甲104番地
”	白 石 忠 治	松山市立岩米之野甲264番地
”	横 山 勝之進	松山市浅海本谷甲354番地 5号

”	上 田 正	松山市浅海原甲 1 番地 1 号
”	高 橋 教 之	松山市上難波甲758番地
”	川 端 利 典	松山市下難波甲860番地
監 事	牧 野 昌 三	松山市八反地甲142番地 2 号
”	木 本 宏	松山市小山田甲649番地 1 号
”	横 山 剛	松山市浅海本谷甲388番地

○愛媛県告示第1226号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、松山市馬木町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成20年 8 月 4 日認可した。

平成20年 8 月19日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第1227号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 8 月19日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第26号 平成20年 8 月 8 日	東温市南野田字天神443番 2	東温市南野田475番地 山 崎 幸 治

○愛媛県告示第1228号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 8 月19日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第27号 平成20年 8 月 8 日	伊予市中村字道添甲11番 2 及び甲12番14	伊予市中村甲429番地 山 田 清 孝 山 田 千 織

○愛媛県告示第1229号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 8 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般 - 17）第5283号	平成17年 6 月15日	榊山建設	松下 恵美	北宇和郡鬼北町大字東仲 810 - 1	平成20年 7 月 2 日	土木事業 建築事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
（般 - 17）第9873号	平成17年 7 月17日	中西板金店	中西 一紀	宇和島市別当 1 - 1 - 6	平成20年 7 月 9 日	板金工事業	建設業の廃止
（般 - 18）第4045号	平成18年 7 月 5 日	（有）沖浦建設	渡壁 新八	大洲市長浜町沖浦丙2291 - 1	平成20年 7 月14日	建築工事業	建設業の廃止
（般 - 16）第2911号	平成17年 3 月 4 日	久保田建設（有）	久保田敏行	大洲市菅田町菅田甲1857 - 10	平成20年 7 月16日	土木工事業	建設業の廃止

(特 - 18)第237号	平成18年 9月25日	一若建設㈱	中畑 健右	宇和島市和霊町1250	平成20年 7月22日	建築工事業 管工事業 鉄筋工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第904号	平成17年 12月13日	㈱末廣建設	大内 将伸	宇和島市保田甲983 - 5	平成20年 7月22日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 19)第1188号	平成19年 8月 8日	福森工業㈱	福森 建樹	喜多郡内子町本川2985	平成20年 7月24日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第2053号	平成18年 9月 7日	船田建設㈱	船田 五男	宇和島市津島町高田乙25 7	平成20年 7月28日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第14662号	平成17年 12月 7日	若宮建工(有)	若宮 克也	西予市城川町古市3314	平成20年 7月28日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内3番耕地6番2から 3番耕地17番1地先まで	旧	メートル 6.2 ~ 8.0	キロメートル 0.065	
			新	8.2 ~ 26.6	0.065	

○愛媛県告示第1231号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内3番耕地6番4から 3番耕地17番1地先まで	平成20年 8月19日

監 査 公 表

○公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 8月19日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光  
同 白 石 友 一  
同 田 中 多 佳 子  
同 明 比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
保 健 福 祉 課	平成19年11月 8日
子 育 て 支 援 課	平成19年10月30日

建 築 住 宅 課

平成19年10月 9日

(監査の結果)

1 看護職員修学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	822,000	378,000	1,200,000	
17年度	572,000	126,000	698,000	
差引増減	250,000	252,000	502,000	

(保健福祉課)

2 児童扶養手当返還金及び児童扶養手当の過誤払金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層

努められたい。

( 児童扶養手当返還金 )

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	1,102,120	28,823,530	29,925,650	
17年度	1,750,170	27,073,360	28,823,530	
差引増減	648,050	1,750,170	1,102,120	

( 児童扶養手当の過誤払金 )

区 分	収入未済額 (円)	備 考
18年度	83,440	
17年度	1,102,120	
差引増減	1,018,680	

( 子育て支援課 )

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

( 母子福祉資金貸付金償還金 )

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	19,689,370	112,557,713	132,247,083	
17年度	18,392,023	100,043,853	118,435,876	
差引増減	1,297,347	12,513,860	13,811,207	

( 寡婦福祉資金貸付金償還金 )

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	1,485,092	14,852,302	16,337,394	
17年度	1,313,478	14,273,329	15,586,807	
差引増減	171,614	578,973	750,587	

( 子育て支援課 )

4 住宅貸付損害金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	3,172,493	21,529,269	24,701,762	
17年度	3,441,012	18,088,257	21,529,269	
差引増減	268,519	3,441,012	3,172,493	

( 建築住宅課 )

( 措置の内容 )

1 看護職員修学資金貸付金償還金については、債務者に経済的余裕がないため、18年度末で9件1,200,000円(件数は納入通知件数)の未収金が生じているものである。償還指導に努めた結果、19年度中に7件948,000円が償還され、20年3月末現在の滞納繰越に係る未収金額は2件252,000円となったが、19年度に新たに2件252,000円の未収金が発生したことから、20年3月末現在の未収金総額は4件504,000円(納入義務者1名)となっている。

今後とも引き続き償還指導に努めたい。

( 保健福祉課(現所管:医療対策課) )

2 児童扶養手当返還金については、過払金返納対象者に対して同手当の受給資格喪失等に伴う返還金が発生していることを市町を通じて十分説明するとともに、前年度から滞納となっている者については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努めた結果、575,570円を回収したが、平成19年度末現在で18年度からの繰越分83,440円(過誤払金戻入未収額)を含め25,733,660円が未納となっている。

18年度に発生した過誤払金の戻入未済額83,440円については、債務者に対し、発覚時に戻入通知書、19年度繰越時に納入通知書を送付し、債務の通知を行うとともに、19年10月25日に督促状を送付したが、障害年金のみの収入しかなく、生活苦を理由に平成20年5月末時点で未納となっている。

また、19年度においても過誤払金1,451,380円が発生し、1,201,060円は年度内に回収したものの、250,320円が未納となっている。このため、引き続き市町を通じた納入指導や電話による督促などに努めたい。

なお、返還金及び過誤払金については、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、市町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、返還金発生のも未然防止に努めたい。

( 子育て支援課 )

3 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分148,584,477円のうち、6,432,263円が19年度内に納入されたが、19年度償還分22,502,410円が未収となったことから、19年度末の収入未済額は164,654,624円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

( 子育て支援課 )

4 平成18年度末時点における住宅貸付損害金(58名24,701,762円、併せて滞納している住宅貸付料27,803,080円)の滞納者に対しては、住宅貸付料滞納分とともに催告通知、訪問指導等を行い、未収金の回収に努めた。

平成19年度においては、住宅貸付損害金については、2名598,477円の納入があり、住宅貸付料については1名428,400円の納入があった。また、新たに住宅貸付損害金の未収が7名2,994,467円発生(住宅貸付料については、3,860,200円)したことから、収入未済額は平成19年度末現在で住宅貸付損害金27,696,229円(併せて滞納している住宅貸付料31,663,280円)となった。

今後は、家賃滞納額の50パーセント以上を占める退去者滞納家賃について、その収納業務の民間委託を事業化して取組を強化するとともに、引き続き地方局と連携しながら収納の確保に努めたい。

区分	収入未済額 (円)		
	住宅貸付損害金	住宅貸付損害金請求者に係る住宅貸付料	計
平成19年度末現在	27,696,229	31,663,280	59,359,509
平成18年度末現在	24,701,762	27,803,080	52,504,842
差引増減	2,994,467	3,860,200	6,854,667

( 建築住宅課 )

○公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 8月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 田中 多佳子  
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成19年10月30日
人 権 教 育 課	平成19年10月10日

（監査の結果）

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	8,208,000	7,448,000	15,656,000	
17年度	4,670,000	5,054,000	9,724,000	
差引増減	3,538,000	2,394,000	5,932,000	

（教育総務課）

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	46,103,352	152,145,604	198,248,956	
17年度	46,497,351	108,574,527	155,071,878	
差引増減	393,999	43,571,077	43,177,078	

（人権教育課）

（措置の内容）

1 奨学資金貸付金償還金については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導するとともに、卒業後も、納入通知書発行に先立ち、返還を開始する者全員に事前の電話連絡により納入期限の厳守を指導し、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減についても、平成16年度に配置した、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託）を中心に、係員が連携して未納者本人や連帯保証人等に対して訪問や電話による返還指導を行い収入に努めた結果、19年度中5,100,000円を収納し、滞納繰越額は10,556,000円となったが、19年度に新たに162件12,074,000円の未収金が発生したことから、19年度末現在の未収額は22,630,000円となった。

今後とも返還指導を徹底し、滞納繰越額の縮減に努めたい。

（教育総務課）

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、関係市町及び関係団体と密接な連携のもと期限内納入の厳守について指導するとともに、新たに償還が開始する者及び免除期間等が満了し償還が開始する者に対して、「返還のしおり」を配布するなど奨学金制度の趣旨や奨学金返還の責務等について周知を図り、納期限内収入と未収金の発生防止に努めてきた。

償還金の未納者に対しては、督促状の発行や各種通知文に未納額を

掲載して納入を促すとともに、県担当者が直接奨学生の保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、19年度中に過年度分6,135,228円を収納し、滞納繰越額は192,074,029円となったが、19年度に新たに46,703,198円の未収入金が発生したことから、19年度末現在の未収額は238,777,227円となっており、今後も文書の送付や市町訪問、奨学生の保護者との面談等により、返還指導を強化徹底し、滞納繰越額の縮減に努めたい。

（人権教育課）

○公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 8月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 田中 多佳子  
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成19年11月8日

（監査の結果）

放置違反金については、納期限内の収入確保に努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	10,011,000	0	10,011,000	
17年度	0	0	0	
差引増減	10,011,000	0	10,011,000	

（措置の内容）

放置違反金については、督促状の送付、電話による催告、早期の財産調査を行い、計画的に財産の差押を実施するとともに、違反車両の道路運送車両法に定める継続検査の拒否を行うなど、厳格かつ積極的に滞納処分を進めた。

その結果、平成18年度未収入金10,011,000円（649件）が平成19年度末現在で7,650,000円（495件）となったが、平成19年度に新たに12,468,000円（806件）の未収金が発生したことから、平成19年度末現在の未収額は20,118,000円（1,301件）となった。

今後とも放置違反金の納期限内の収入確保に努めるとともに、差押等の滞納処分を積極的に実施して収入未済額の縮減に努めたい。

○公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 8月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 田中 多佳子  
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
野 村 高 等 学 校	平成20年 1月 8日

しげのぶ特別支援学校	〃
歴史文化博物館	平成20年 1月22日
内子高等学校	〃
今治教育事務所	平成20年 1月30日
西条高等学校	〃
今治西高等学校	〃
今治養護学校	平成20年 2月12日
新居浜工業高等学校	平成20年 2月22日

(監査の結果)

- 1 TMRラクトミックス(牛の飼料)の購入については、必要な都度、1者見積により購入しているが、年間購入見込額が30万円を超えており、競争見積による単価契約を考慮すべきであった。  
(野村高等学校)
- 2 生徒(4名)に係る特別支援教育就学奨励費について、交通費の算定誤り等により、計24,440円の過誤(24,125円の過支給、315円の支給不足)があった。  
(しげのぶ特別支援学校)
- 3 職員(14名)の超過勤務手当について、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等によれば、勤務日の振替によって1週間又は4週間の正規の勤務時間(40時間又は160時間)を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給することとされているが、超過勤務命令簿の記載漏れにより、計122,636円(平成19年4月から11月までの8ヵ月分)が支給不足となっていた。  
(歴史文化博物館)
- 4 職員(1名)の旅費について、県総合体育大会に係る生徒引率の旅行期間が1日短縮されたにもかかわらず、当初の行程どおりに精算したため、10,270円が過支給となっていた。  
(内子高等学校)
- 5 職員(1名)の住居手当について、扶養親族ではない家族が所有する住宅について手当を支給したため、31,500円(平成19年4月から12月までの9ヵ月分)が過支給となっていた。  
(今治教育事務所)
- 6 職員(1名)の通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、25,600円(平成19年5月から12月までの8ヵ月分)が、過支給となっていた。  
(西条高等学校)
- 7 職員(1名)の通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、20,700円(平成19年4月から12月までの9ヵ月分)が過支給となっていた。  
(今治西高等学校)
- 8 生徒(78名)に係る特別支援教育就学奨励費について、寄宿舎食費に係る食費単価の電算入力誤り等により、計27,019円の過誤(19,405円の過支給、7,614円の支給不足)があった。  
(今治養護学校)
- 9 職員(1名)の通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、20,700円(平成19年4月から12月までの9ヵ月分)が過支給となっていた。  
(新居浜工業高等学校)

(措置の内容)

- 1 平成19年4月から8月の間において本校乳牛飼料(TMRラクトミックス)を購入したが、当初は少量の使用を見込んでいたため1者見積りにより予算執行していた。その後、増量する必要があったため、結果的に30万円を超える予算執行となった。今後は、年間必要量を精査するとともに、愛媛県会計規則に基づき、効率的かつ適切な予算執行に努めたい。

- (野村高等学校)
- 2 指摘のあった就学奨励費の支給過誤については、11月分就学奨励費支給時に過支給分は減額支給し、支給不足分については追給を行い是正した。  
なお、今後は算定の点検確認を十分行くとともに、就学奨励費処理要綱に基づき正確で適正な執行に努めたい。  
(しげのぶ特別支援学校)
- 3 支給不足となっていた職員に、追給処理を行い、平成20年1月に不足分を支給した。  
なお、再発防止のため、勤務日の振替により超過勤務手当が生じた際には、勤務時間の振替簿において管理職を含め複数の職員で確認することとした。  
(歴史文化博物館)
- 4 誤払金の返納手続きをとり、平成19年12月に全額返納済みである。  
なお、再発防止のため、各職員に対して職員の旅費に関する条例及び職員の旅費支給等に関する規則等の周知徹底を図り、旅行の日程変更があった場合、速やかに報告がなされるよう、校内の連絡体制を強化した。  
(内子高等学校)
- 5 指摘された住居手当に関しては、人事委員会に内容を確認のうえ、平成20年3月に返納手続きを完了した。  
なお、再発防止のため、全職員の諸手当の認定内容の再確認を行うとともに、毎月の確認を、より徹底することとした。  
(今治教育事務所(現所管:東予教育事務所))
- 6 過支給分については返納手続きをとり、平成20年2月に全額返納済みである。  
なお、再発防止のため、各職員に対して通勤手当の届出に当たっての留意点を再度周知するとともに、届出の経路及び距離について再確認するよう指導した。  
また、職員の通勤手当の認定に当たっては、職員の給与に関する条例及び職員の通勤手当の支給等に関する規則を遵守し、他の経路も徹底調査し通勤経路及び距離を決定する。その際に複数の職員が、経路の調査及び確認を行うことにより再発防止を図り、適正な事務処理に努めたい。  
(西条高等学校)
- 7 通勤経路の認定に当たって最短経路外で算定しており、過支給分については返納手続きをとり、平成20年2月に全額返納済みである。  
なお、再発防止のため、各職員に対して通勤手当の届出に当たっての留意点を再度周知するとともに、届出の経路及び距離について再確認するよう指導した。  
また、職員の通勤手当の認定に当たっては、職員の給与に関する条例及び職員の通勤手当の支給等に関する規則を遵守し、他の経路も徹底調査し通勤経路及び距離を決定する。その際に複数の職員が、経路の調査及び確認を行うことにより再発防止を図り、適正な事務処理に努めたい。  
(今治西高等学校)
- 8 4月~7月分就学奨励費の支弁区分変更による追給・戻入、9月~11月分就学奨励費において過誤があった。過支給77名分(19,187円)については12月分就学奨励費で差額調整して支給し、1名(218円)は退学していたため、納入通知書により戻入した。また、交通費支給不足1名分(7,614円)については、1月分就学奨励費で差額調整した。  
なお、再発防止のため、電算処理内容の十分な確認を行い、適正な認定・支給を行うよう、チェック体制を強化した。  
(今治養護学校)
- 9 過支給分については返納手続きをとり、平成20年3月に全額返納済みである。  
なお、再発防止のため、各職員に対して通勤手当の届出に当たって

の留意点を再度周知するとともに、届出の経路及び距離について再確認するよう指導した。

また、職員の通勤手当の認定に当たっては、職員の給与に関する条例及び職員の通勤手当の支給等に関する規則を遵守し、他の経路も徹底調査し通勤経路及び距離を決定する。その際に複数の職員が、経路の調査及び確認を行うことにより再発防止を図り、適正な事務処理に努めたい。

(新居浜工業高等学校)

○公表第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 8月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 田中 多佳子  
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今治地方局健康福祉環境部	平成19年 7月31日
宇和島地方局総務県民部	"
宇和島地方局建設部	平成19年 8月 2日
西条地方局総務県民部	平成19年 8月28日、 平成19年 8月29日
西条地方局建設部	平成19年 8月29日
八幡浜地方局総務県民部	平成19年 9月 4日
松山地方局総務県民部	平成19年 9月10日
松山地方局健康福祉環境部	"
松山地方局産業経済部	平成19年 9月10日、 平成19年 9月11日
松山地方局建設部	平成19年 9月11日

(監査の結果)

1 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	1,750,448	1,798,700	3,549,148	
17年度	1,592,800	355,800	1,948,600	
差引増減	157,648	1,442,900	1,600,548	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	138,465	85,088	223,553	
17年度	85,088	102,270	187,358	
差引増減	53,377	17,182	36,195	

(今治地方局健康福祉環境部)

2 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	60,404,769	126,446,360	186,851,129	
17年度	70,646,770	160,243,405	230,890,175	
差引増減	10,242,001	33,797,045	44,039,046	

(宇和島地方局総務県民部)

3 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	1,095,400	516,200	1,611,600	
17年度	1,117,000	82,600	1,199,600	
差引増減	21,600	433,600	412,000	

(宇和島地方局建設部)

4 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	200,931,713	449,658,629	650,590,342	
17年度	255,360,893	395,333,605	650,694,498	
差引増減	54,429,180	54,325,024	104,156	

(西条地方局総務県民部)

5 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	2,060,300	313,500	2,373,800	
17年度	459,800	213,100	672,900	
差引増減	1,600,500	100,400	1,700,900	

(西条地方局建設部)

6 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	63,764,534	137,184,471	200,949,005	
17年度	63,860,258	141,261,894	205,122,152	
差引増減	95,724	4,077,423	4,173,147	

(八幡浜地方局総務県民部)

7 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	549,201,664	1,704,799,660	2,254,001,324	
17年度	672,243,508	2,209,613,375	2,881,856,883	
差引増減	123,041,844	504,813,715	627,855,559	

(松山地方局総務県民部)

8 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	375,612	3,541,626	3,917,238	
17年度	490,133	3,363,383	3,853,516	
差引増減	114,521	178,243	63,722	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	128,400	1,631,319	1,759,719	
17年度	170,684	1,546,235	1,716,919	
差引増減	42,284	85,084	42,800	

(松山地方局健康福祉環境部)

9 違約金(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
13年度	3,965,000	
計	3,965,000	

(松山地方局産業経済部)

10 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	17,771,700	42,886,580	60,658,280	
17年度	15,973,000	41,329,680	57,302,680	
差引増減	1,798,700	1,556,900	3,355,600	

(松山地方局建設部)

11 違約金(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
13年度	970,150	
計	970,150	

(松山地方局建設部)

(措置の内容)

1 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分3,772,701円のうち、228,699円が19年度内に納入されたが、19年度償還分2,268,379円が未収となったことから、19年度末の収入未済額は5,812,381円となっており、

引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

(今治地方局健康福祉環境部(現所管:東予地方局健康福祉環境部))

2 滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、夜間・休日の電話催告、臨戸納税指導、差押の早期着手と換価処分の促進、局独自文書催告などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成19年度に繰り越した未収入金186,851,129円が平成20年3月31日現在で118,503,921円に減少した。

平成19年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等)や、口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めたが、個人県民税が税源移譲と定率減税廃止により約1.8倍に増額となった影響により未収金が増加したため、出納閉鎖時の未収金は102,418,552円となり、前年度に比べて42,013,783円増加した。

今後、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

(宇和島地方局総務県民部(現所管:南予地方局総務企画部))

3 県営住宅貸付料については、平成18年度末時点で1,611,600円(8名)の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、556,600円(7名)の納入があったが、19年度新たに1,021,400円(17名)が未収となったことから、平成19年度末現在の収入未済額は2,076,400円(20名)となった。

この内、999,600円を滞納している1名について、平成19年3月31日に入居許可を取り消した上、明渡し及び損害賠償の請求訴訟を行い、平成19年7月24日に勝訴し、その後、強制執行予定前の、平成19年11月30日に、自ら退去した。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

(宇和島地方局建設部(現所管:南予地方局建設部))

4 滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、夜間の滞納整理、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成19年度に繰り越した未収入金650,590,342円が平成20年3月31日現在で322,996,204円に減少した。

平成19年度課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等)や、口座振替の推進、納税貯蓄組合の育成指導、広報等による啓発」などにより納期内自主納税の促進に努めたが、国から地方への税源移譲の初年度に当たる今年度は特に、個人県民税の未収入金が増加したため、出納閉鎖時の未収入金は293,250,979円となっており、前年度に比べて92,319,266円増加した。

今後、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

(西条地方局総務県民部(現所管:東予地方局総務企画部))

5 県営住宅貸付料については、平成18年度末時点で2,373,800円(36名)の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、1,626,200円(28名)の納入があったが、19年度新たに3,236,200円が未収となったことから、平成19年度末現在の収入未済額は3,983,800円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

(西条地方局建設部(現所管:東予地方局建設部))

6 滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、12月の年末滞納クリーンアップ月間の設定、夜間・休日の滞納整理、差押の早期着手と取立ての促進、色付き封筒(イエローカード、

レッドカード)による催告などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成19年度に繰り越した未収金 200,949,005円が平成20年3月31日現在で 129,987,552円に減少した。

平成19年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等)や口座振替の推進、納税貯蓄組合の育成指導、広報等による啓発などにより納期内自主納付の促進に努めたものの、個人県民税の調定が税源移譲により増加したため、出納閉鎖時の未収金は 109,791,502円となり、前年度に比べて46,026,968円増加した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

(八幡浜地方局総務県民部(現所管:南予地方局総務企画部))

7 滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理特別対策月間として「年末滞納クリーンアップ月間」等を設定し、一斉文書催告、電話催告等を行う一方、自動車のタイヤロックによる差押をはじめ、給与・預貯金・生命保険等の積極的な差押、さらにインターネットを利用した公売等の換価処分を実施するなど滞納整理に努力した結果、松山地方局管内において平成19年度に繰り越した未収入金 2,254,001,324円が平成20年3月31日現在で 1,468,405,958円に減少した。平成19年度課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」(街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等)や、口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税に努めたが、住民税の税源移譲に伴う個人県民税の収入歩合の悪化等もあり、出納閉鎖時の未収金は 773,900,522円(うち個人県民税 452,181,202円)となっており、前年度に比べて 224,698,858円増加した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保を図るとともに、早期の滞納処分の着手及び愛媛地方税滞納整理機構との一層の連携強化等により、滞納繰越分の整理に努めたい。

(松山地方局総務県民部(現所管:中予地方局総務企画部))

8 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時において、母子自立支援員と連携して、制度の説明と適正な償還計画の指導、貸付決定時における連帯保証人への貸付決定通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めるとともに、納付がなかった者に対しては、督促状の発送、借主若しくは連帯保証人への電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めた。

その結果、前年度からの繰越滞納額 5,676,957円に対し、527,684円の償還(償還率9.3%)となっており、滞納者15名中9名から一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の疾病等により、生活に困窮し償還できない者が多く、平成19年度末時点の償還未済額は 5,918,470円となった。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

(松山地方局健康福祉環境部(現所管:中予地方局健康福祉環境部))

9 A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年2月25日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。

その後、破産者の資産(油圧ショベル4台)を占有する別の債権者と破産管財人との間で、資産の所有権をめぐる係争となり、2審で当該債権者が破産管財人側に250万円を支払うことで平成19年3月に和解した。

この結果、250万円の収納を受けて平成19年9月20日破産管財人から配当措置が行われたが、破産管財人報酬、国税への配当等が優先され、違約金債権への配当はなかった。(平成19年10月17日破産廃止決定、同年10月23日法人登記簿閉鎖)

今後は、適切な債権管理を行いたい。

(松山地方局産業経済部(現所管:中予地方局産業経済部))

10 県営住宅貸付料については、平成18年度末時点で60,658,280円(729名)の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、15,951,300円(280名)が納付され、4,349,900円(24名)を不能欠損処分したが、19年度新たに18,773,400円が未収となったことから、平成19年度末現在の収入未済額は59,130,480円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

(松山地方局建設部(現所管:中予地方局建設部))

11 違約金の納入義務者であるA社は、15年2月7日に松山地方裁判所から破産宣告を受け、破産手続中であったが、19年7月11日、破産管財人から松山地裁へ「任務終了の計算報告書」の提出があった。

債権回収できたものは、管財人報酬及び公租公課に充当され、一般債権への配当はなかった。

なお、同社は、同年10月17日に破産廃止確定、同23日付けで破産廃止登記がなされ、即日、登記簿閉鎖となった。

今後、同社の資力調査を行うなど適切に対応していきたい。

(松山地方局建設部(現所管:中予地方局建設部))

## 選挙管理委員会告示

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

平成20年10月24日任期満了に伴う伊予郡大谷池土地改良区総代選挙について、その事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

平成20年 8月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

伊予市選挙管理委員会